群馬県地域生活定着支援センター報告

社会福祉法人はるな郷
群馬県地域生活定着支援センター
高津　努

刑務所出所者の支援に際しての不安

触法だから何か特別な支援が必要なのか

犯罪をさせないようにどうすればいいのか

色々なことを経験しているので福祉の枠では支援は無理では

私たちが支援する方と触法者は違うのか？

何かあったとき誰が責任を取るのか

どのようなことに注意すればいいのか

なぜこんなに手のかかる方を支援するのか

※今から数十年前、刑事司法と接触した人とかかわった経験をもつ福祉関係者の数は限られていた。または、支援対象者が逮捕されれば、その時点でもう関われないと判断し支援終了していた。一方で刑事司法は刑罰によって反省を促し反省させ二度と犯罪をしないように働きかけてきた。

犯罪をした人達は決められたルールを守れず、規範意識に欠けているから管理指導的に⇒「二度と犯罪させないためにどうするか」と支援者は考え

⇒援助者が当事者を問題が起こらないように、再犯しないように、当事者を管理したりコントロールしようとしても結局はうまくいかない。

それより、当事者の生きづらさに目を向け、それらを改善するために働きかけ、社会的に孤立した状況を少しでも解消することが居心地の良い居場所になり。その居場所・生活が本人にとって手放したくないつながりになることが大切。

罪を犯した高齢者や障害者の実態

高齢者（65歳以上）

再入所を繰り返す高齢者が、出所後、同居する家族や安定した住居のない不安定な生活を送っている

（H30年版犯罪白書）

○高齢者は、非高齢者と比べて再入者の割合が高い

⇒高齢入所受刑者は、非高齢者と比べて入所度数が多い者の割合が高い

高齢入所者の入所度数構成比（平成29年）

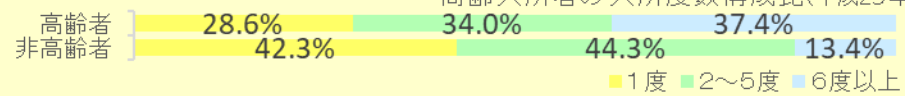

○配偶者と離別・死別した者が過半数を占める

⇒高齢入所受刑者のうち、配偶者を有する者は、約2割～3割と低い

高齢入所受刑者の婚姻状況別構成比（平成29年）

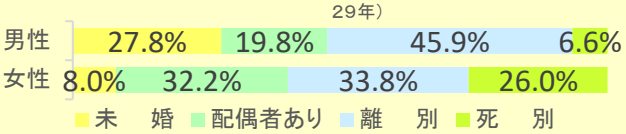

○非高齢者と比べてより短期間で再犯に至った者の比率が高い

⇒5年以内再入者のうち、出所から3月未満で再犯に至った者が21.6%（非高齢者は12.8%）いるほか、約6割が1年未満で再犯に至っている。

一般高齢者の婚姻状況別構成比（平成29年）

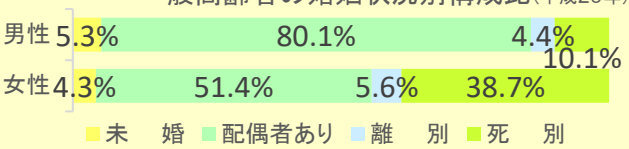

5年以内再入者の再犯期間別構成比（平成25年）

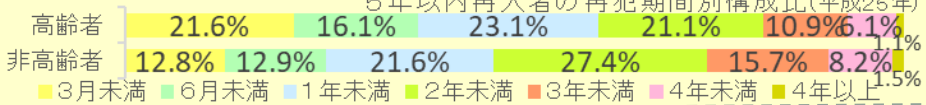

障害者

○刑事施設収容者のうち地域生活定着促進事業の対象となりうる者

精神障害のある者（確定診断有り）　2,733人（全体の15.0%）
知的障害の疑いのある者（確定診断無し）3,493人（全体の19.2%）
（H30年矯正統計年報）

○再犯（刑務所への再入）が多い

⇒新入受刑者のうち、刑務所への入所度数が2度以上の精神障害者の割合は、精神障害 のない者よりも高い

（法務総合研究所研究部報告56）

入所受刑者の入所度数別構成比

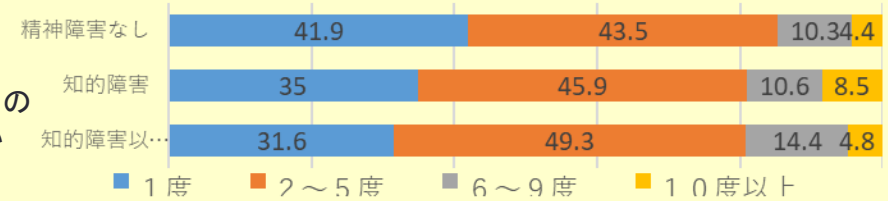

○刑務所出所から再犯までの期間が短い者の割合が多い

⇒知的障害を有する者は、精神障害のない者と比べて、再犯期間が「3月未満」、「6月未満」の割合が高く、6月未満で再犯に及んだ者が33．0%

（法務総合研究所研究部報告56）

再入者の再犯期間別構成比

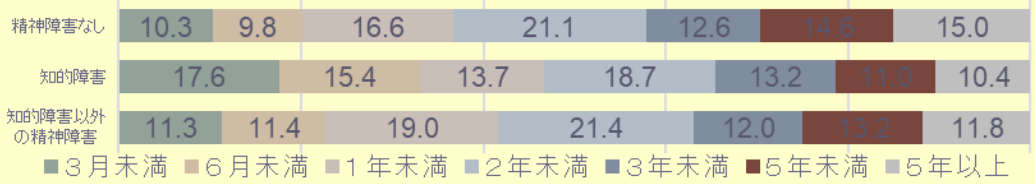

刑事施設収容人員（矯正施設及拘留含め）

- 刑事施設の被収容者の年末収容人員及び人口比の推移（昭和21年以降）一日平均収容人員の推移については年末収容人員は，平成18年に8万1,255人を記録したが，19年以降減少し続け，令和元年末現在は4万8,429人（前年末比4.2%減）であり，このうち，受刑者は4万1,867人（同5.2%減）であった。

2-4-2-1図　刑事施設の年末収容人員・人口比の推移

注　1　行刑統計年報，矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
　　2　「年末収容人員」は，各年12月31日現在の収容人員である。
　　3　「その他」は，死刑確定者，労役場留置者，引致状による留置者，被監置者及び観護措置の仮収容者である。
　　4　「年末人口比」は，人口10万人当たりの各年12月31日現在の収容人員である。

矯正施設出所者及び被疑者・被告人支援について

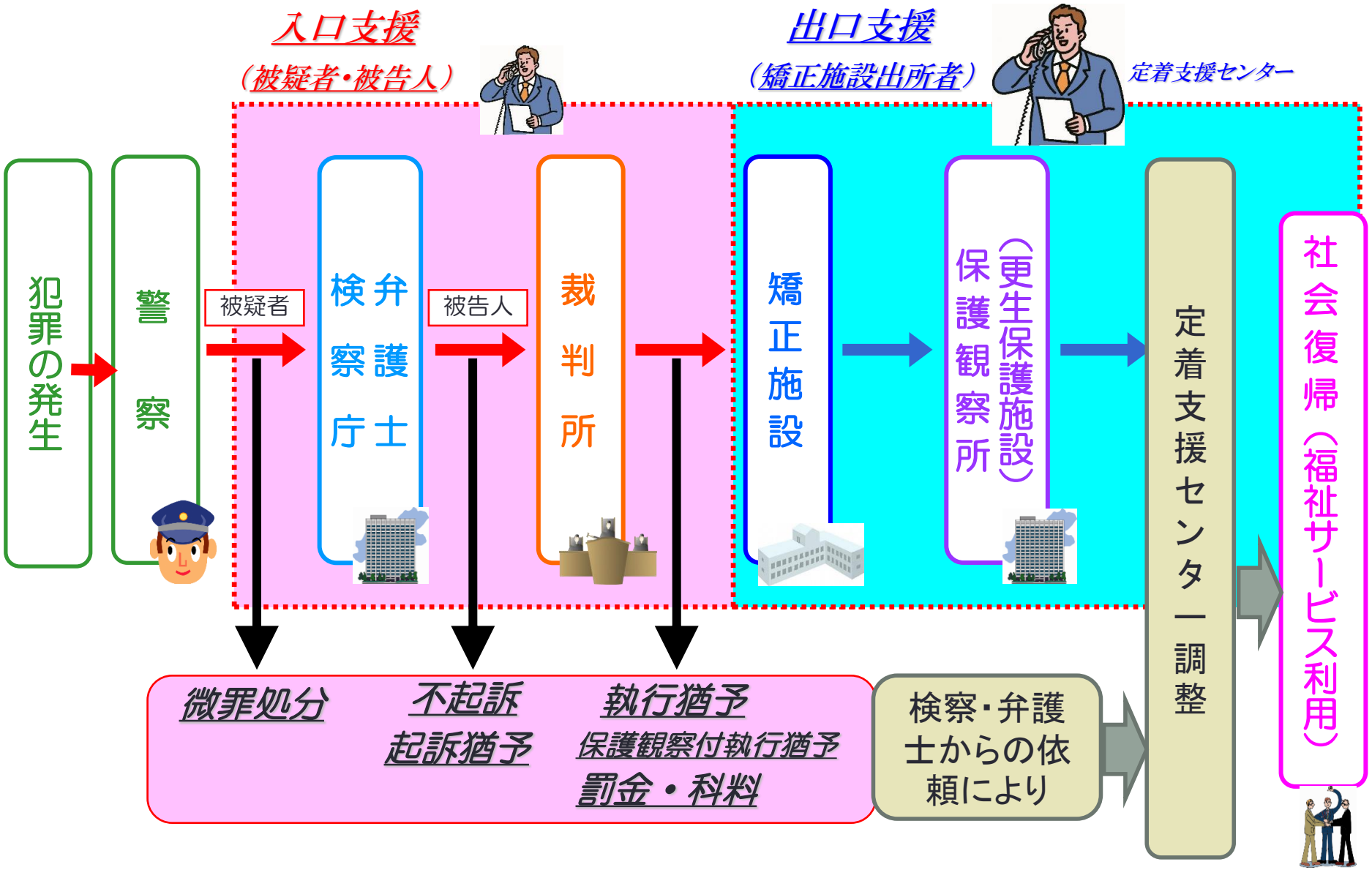

出所する方を受け入れた事業所への加算
（加算を利用することのメリット、出口、入口どちらでも）

※障害者施設（居住施設）地域生活支援個別支援加算

対象者～矯正施設もしくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者。

住まいの加算

- **施設入所支援** ***306単位/日　体制加算12単位/日***
- **グループホーム・宿泊型自立訓練** ***670単位/日***

※社会福祉士等を非常勤であれ雇用が要件

※体制加算は入所していなくても体制整っていればＯＫ

※H３０年度障害福祉サービス等報酬改定

就労の加算

○訓練系、就労系サービスにおける医療観察法等の受け入れ促進

○社会生活支援特別加算（新設）：*４８０単位*

医療観察法対象者や刑務所出所者等（以下「医療観察法対象者等」という）の社会復帰を促すために訓練系、就労系サービス（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）事業所について精神保健福祉士等を配置又は病院等との連携により、精神保健福祉士等が事業所を訪問して医療観察法対象者等を支援していることを評価する加算を創設　**※社会福祉士等雇用は要件ではない**

知的障害の認定されていたが犯罪へ

専業農家で祖母、実父、実母、弟、Aさんの5人家族
実父、実母、Aさんには知的発達の遅れがあり、両親は読み書きができないほど
実父は実母に育児を任せきり、何かにつけて暴力をAさんにしていた。
実質祖母が1人で家庭を切り盛りしていた。弟は母親の無理なあやし方をしたため脳に障害を負い障害者施設に入所している

生後11か月の時、実父からの激しい暴力を受け児童相談所が介入した。8歳のころに性的逸脱行動（女児の胸を触る、靴に放尿）が見られ、さらに両親や教師に対して暴力
⇒両親は怒鳴りつけ少年が両親に暴力を振るう
⇒近隣住宅に侵入し逮捕
　福祉施設へ入所

手厚い支援を行ったが問題行動は治まらず、職員の一瞬のスキをみては、衝動的、突発的に女子利用者の体を触る、服を脱がすなどの行為があり、服薬調整を行なったが劇的な変化はなく女性利用者をけがさせてしまったことで少年院へ送致

両親との情緒的な関わりが非常に乏しく、十分な愛情関係が形成できていなかったところに、成長とともに高まる性的欲求や関心が「愛着」に係る欲求と混交してしまい、整理も処理もされないまま、性的逸脱行動という形で問題が表出したものと分析された（医師・心理士の所見）

〇本人の言葉として「女性が身近にいる環境が自分でも不安、ゲームがしたい、仕事も頑張りたい」
　⇒少年院退院後、のぞみの園へ入所、その後GHの移行を検討したが、本人の不安もあり
知的障害者入所施設で生活することになる。現在も楽しく暮らしている。

入口支援（被疑者・被告人）の相談

40代男性・知的障害（B1）

お小遣い欲しさに窃盗、障害就労に通っている。障害年金をもらっているが家の生活費になっている。母子家庭で母親も知的障害の疑い

20代男性・発達障害の疑い

高校卒業後、自宅で引きこもる。何かしら障害があると思われるが、福祉支援を受けたことがない。窃盗で逮捕

40代男性・発達障害の疑い

引きこもり状態。精神科への受診歴はあるが病識のない息子が母親への暴力が常態化し、警察に通報し逮捕、家に戻れない

30代男性・知的障害（A2）

女子高生のスカーフを触り最近2回続けて逮捕。仕事は一般企業で障害者雇用。判断力が著しく低いことが考慮され起訴されていない

環境によりどうして犯罪へ至るのか

障害のある犯罪行為に至る方々の障害の程度は軽い。見た目では障害者と認められないが、実は見た目以上に能力制限があり現実的には何かと周囲に比べてできない、遅い、期待される成果を出せない。すると周囲の教師や親、上司からは「出来が悪い」「努力が足りない」「みんなの輪を乱す」など否定的な評価（周囲の叱責やいじめ、虐待などの行為）にさらされ続ける。本人は、周囲に合わせようと努力するが一般の方は相手にしてくれず受け入れてもらえる人間関係を求めて、非行グループに入ったり、相手からの要求に対し「わかったふりをしたり、嘘をついたり、ごまかしたり」してその場を取り繕う生き方を学んでいく、そのうち重ねた嘘のつじつまが合わなくなって対人関係や金銭トラブルが発生しやすくなる。その結果、自らを追い詰める形で家出、失職など組織からドロップアウトし経済的な困窮状態に陥る。

裏切られたり、力による上下関係などの経験から他者に対する基本的な信頼感が持てず、今起きていることを周りの責任にし他者を傷つけたりお金を盗むなどの犯罪行為によってその場を乗り越えることでしか生き延びる選択肢を持てない彼らのものの考え方は、個人が生きていくための力であり社会適応する力とはズレが生じている。

また対象者に関わる方々の認識は「何をやっても無駄」とあきらめてしまったり。管理された環境でなければ暮らせないと過度に干渉することで対応する。過度に干渉された経験をされた方は、自分で選び行動する、自分の要望を伝えることで叶えられる経験をせず、すべて用意された枠の中で生活が完結してしまうと「何を言っても無駄」とあきらめてしまい、相手にも期待せず投げやりになってしまう習慣が身につく。そのため相談してものごとを解決していくのではなく、隠れて行動し、その選択した行動が積み重なり、周りが気づかないうちに犯罪に巻き込まれる。

犯罪行為とは？対象者の理解（氷山モデル）

表面的な行動
犯罪行為
問題行動（暴力等）

表面的な行動によって本人が得ようとしていることはなにか・・

基底要因

- 孤立
- 自己肯定感の低さ
- 仕事がうまくいかない
- イライラ
- 友達と仲良くなれない
- 認知のズレ

感情面の要因も
不安
さみしさ
恥ずかしさなど

（社会的排除など環境要因や、障害の影響がベースに）

本人の困りごとに目を向ける

- 怒っている人は困っている人？
  本人の困っていることが何かあるが、どのように対処していいかわからずに、あるいはうまく状況が説明できずに怒っていると捉える。

⇒そう考えると、怒っていること自体を問題視してその状態を止めようとしてもうまくいかない

※当事者が誰に対して怒っているのか？何を目的にしているのか？どうなりたいのか？といった内容に目を向けて困りごとの中身をはっきりさせれば実質的な問題解決に向けた***支援者との共同の目的になる。***

※困っているのなら「助けを求めるはず」と思われるが、しかし助けを求めるのはそう簡単ではない。例えば「男だから、年上だから」など他人に助けを求められないことやプライドが許さないことも。刑事司法に関与した方は、助けてくれる人が周囲にいなかった、助けを求めたら逆に利用された方も、そのため相談するという選択が本人にとって消極的であり、言葉で説明ができないことも、そのため本人との対話の中から「何に困っているか」を一緒に探して共同の目的を持ちたい。

どのような時に人は変わるか

○安心・安全な環境であること

今までの環境が安心・安全な環境ではなかったからこそ、いつでも排除されてきた感覚があり、自分の能力の低さを隠すために小さいときから虚勢を張っているので見た目ではない弱さを持つことを支援者が知っておく

- 不安や怯えがなく脅かされない環境
- 今の自己存在を肯定的に受け止められたとき
- 支援されるばかりではなく、社会的な役割をえたとき
- 社会の見る目が変わったとき
- 自分の考えや気持ちを素直にある程度話せる

居心地の良い居場とは

○話を聞いてくれる人
○自分を認めてくれる
○信頼してくれる
○自分を肯定してくれる
○自分を理解してくれる
○人のために何かをやってあげる
○希望を持てる
○「また、明日」とつながりを感じられる
○自身と誇りを取り戻す
○肯定的需要を基本として、長所や得意とすることをさらに伸ばしていくことができる

本人の
思い

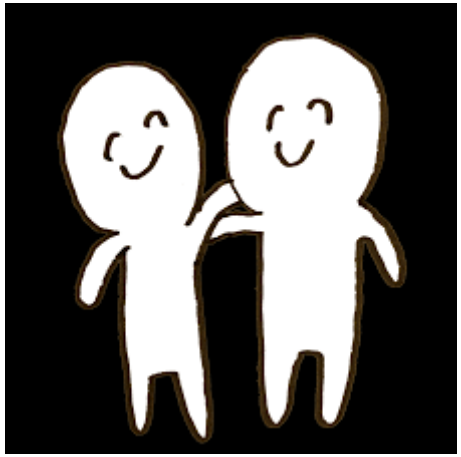

持ちつ持たれつ、支え支えられる

※本人の夢（幸福）の実現への道筋を作り上げていく過程

何に支えられて生きているのか？

何かに支えられ
必要とされ
生きている

仕事のやりがい
家族
仲間
近所付き合い
子供の親としての責任
家族に迷惑かけられない
趣味
プライド
幸せだとの思い

自信の回復

彼らはその支えや必要とされ、誰かのためになどの支えられる杖を色々な経験からなくなってしまったまたは、そもそも持てなかった。

支援者は、できないこと・不得意なことの改善ばかりでなく、よいところを見逃さず、それを言葉や表情で表すことで自然と「自信」と「誇り」を取り戻せる

支援者にとって大切なこと

※援助者が当事者をコントロールしない

- 援助者が意図的に行っていることはまれで

⇒援助者の善意や熱意がもとになり

「あなたのためを思って」と言ったり行ったりしたことが

当事者にとって抑圧となることが多いのでではないか

支援者が過剰に感情移入したり、状況を何とかしなければと強く思い込むことによって「あなたのためを思って」という考えになってしまい

⇒結果としてコントロールしようとするようになる

※そのために支援者は自らを客観視する姿勢が重要

例えば「この言い方は自分が言われたら、従わざるをえない」

熱心になるほど忘れてしまいがち、意識し努力を・・

※支援者の提案が拒否されたら、そのことを肯定する。対話した結果、対象者の意見が変わらなければ、それが支援者にとって望ましい内容でなくても無理強いしないことも必要。失敗し、間違った選択をしても、否定せずその行為に寄り添い振り返る

※当事者と支援者が協力しあうこと。お互いに押したり引いたりすること。支援者の一定の説得はありだと思う。説得が度を越えて実質的に強制することになってはならない援助的な関わりには当事者への監視や自由制限、意思決定を阻害することにつながることを意識しておくことが大切。自分の意見を言えない状況を作りやすいことを意識する

施設のルールを考えてみる

・外出時は職員に伝える
・食事の時間が決まっている
・部屋をきれいにする　など

ご本人はそのことを「わかりました」と受け入れるかもしれません
でも言葉では納得していても
<u>気持ちは納得がいっていないかもしれない</u>

⇒この気持ちを放置してしまうと「気持ちの安定」は崩れ
⇒イライラしたり、不安定になったり
⇒それによって人に当たったり、大きな声などの行為に

※そのため、本人がどう理解し、どう納得しているか支援者は意識してしておくことが必要ではないか、そうでないと「本人の問題行動」だけがクローズアップされて何が課題かを見失ってしまう

対話のポイント

○話にならない、話が通じない（こんなに支援しているのに）

対象者の考えが現実離れしていたり、言い訳をしているように聞こえると「話にならない」と支援者が思うとき、相手の立場からの視点がない。支援者から支援者に視点を転換してみると「話にならない」と評価するような態度をとっている支援者こそ「話にならない」「話が通じない」人だと映っているかもしれない。そうすると対象者の矛盾を指摘したり支援者の考えを一方的説明してしまうので注意が必要

○正しいことはだれにとっての正しいことなのか

「私の」関心・価値観・経験が「相手の」関心・価値観・経験と一致しているかどうかわからない。対象者の立場に立って物事を考えてみてください。もし自分が対象者と同じ経験を経てきて、その状況に置かれたら自分はどう反応するかを想像する。

そうすると「あなたが正しいか正しくないか」ではなく、少なくとも「私」を主語にして「あなたのために」ではなく「私はこれが正しいと思う」と伝えること。共感するか取り入れるかは本人が選ぶ。

※「今までが」「誰もが」などの言葉を使っていないか？
思考停止に陥らないことを意識することが大切

「かりいほ」石川恒氏の言葉から

　反社会的行為に関して、どれだけその人に関わることができるか、関わりの中で本人がどれだけ安心し自信を持って生活できるようになるかが重要。我々がどんなに『こうした方がいいよ』と彼らに言っても彼らが自分から『そうしよう』と納得しないと解決しない

支援者にとって大切なこと

○「反省」して二度と同じことを繰り返さない姿勢について

「悪いことしたら反省」は学校はじめ、社会的に広くいきわたっている考え方

- 警察、検察、裁判でも反省している姿勢を見せることが処分を軽くする
  ⇒反省しているように振る舞うことが重要視

※自分の行為を振り返って内省を伴った本当の意味での反省に至ることは決して簡単にできることではない。

⇒表面的な反省を求めるだけでは本人の行動の変容にはつながらない

⇒それは反省するポーズをとることが上手になるだけかもしれない

※いきなり反省を求めるのではなく、まず本人の言い分に耳を傾け、本人なりの事情を援助者が理解しようとすることが重要

○当時者の言動を変えようとするのではなく、支援者が自分自身の言動を調整することが大切。話をリードする役割が求められる。特に当事者との関係がはじまったばかりは、支援者が意識して言動を振り返り、必要に応じて調整する。当事者は人との関係を作ったり、それを維持していくことが苦手。それは愛着や受刑経験等により苦手さが形作られている。

あるケースから

- 知的障害があったが、両親が存命の時は仕事も続き、スナックに行くことが楽しみだったAさん。
- 両親が亡くなり、朝が起きられなかったりし仕事を退職。お金の支払ができないことがありスナックを出入り禁止に
- スナックの納屋に放火し刑務所へ
- 現在、障害者のGHで生活し、就労ではパン屋さんで働いている。仲の良い友達もでき、休日には数人で買い物に行くなど毎日が楽しそう

- Aさんと話しているときに彼の言葉で

「もう悪いことはできないな、金魚に餌をあげるひともいないし、みんなに迷惑がかかるから・・」